

部会の設置について

平成二十七年六月十八日

改正 平成二十八年四月一日

国土交通省国立研究開発法人審議会決定

国土交通省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十七号）第五条第一項の規定に基づき、国土交通省の国立研究開発法人審議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる国立研究開発法人に係る事項を処理することとする。

名称	国立研究開発法人
土木研究所部会	国立研究開発法人土木研究所
建築研究所部会	国立研究開発法人建築研究所
海上・港湾・航空技術研究所部会	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所